

官報

号外

令和二年三月十七日

○第二百一回 衆議院会議録 第十号

令和二年三月十七日(火曜日)

議事日程 第五号

令和二年三月十七日

午後一時開議

第一 労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員山本幸三君及び高市早苗君に対し、院議をもつて功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

日程第一 労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(大島理森君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました山本幸三君及び高市早苗君に対し、先例により、院議をもつてその功労を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、そのとおり決まりました。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員山本幸三君は衆議院議員に当選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた
よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

議員高市早苗君は衆議院議員に当選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた
よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(大島理森君) この際、山本幸三君及び高市早苗君から発言を求められております。順次これを許します。山本幸三君。

〔山本幸三君登壇〕

○山本幸三君 このたび、院議をもつて永年在職議員表彰の榮譽を賜りましたこと、まことに身に余る光栄で、心より感謝申し上げます。

私を国政へと送り出し、その後も支え続けていただいた方々との皆様、先輩議員や同僚議員の皆様、そして私の後援会、友人、事務所スタッフ、家族、親族全ての皆様に厚く御礼申し上げます。(拍手)

私は、戦後、北九州の門司で、満州からの引揚者、特に父は二年間のシベリア抑留者でもありましたが、その七人兄弟の末っ子として生を受けました。

貧乏ではありませんでしたが、父、母や兄、姉たちの愛情だけはあふれんばかりに受けて育ちました。小学生のころ、普及し始めたテレビで、池田勇人首相が所得倍増論をひっ提げて論陣を張っている姿を見て、政治家を志すようになりました。地盤、看板、かばんもなく、徒手空拳で選挙に臨み、苦勞を重ねながら今日に至ることができました。まことに感無量であります。

私は、大蔵省の役人時代の若いころから、金融政策に強い関心を抱き、あらゆる関連文献を読みあさり、その結果、当時の日銀の金融政策とその根幹の日銀理論が誤っているという確信に至りました。

一九九三年に初当選を果たしてから、一貫して、この日銀理論がデフレの元凶であると批判し続け、歴代日銀総裁との間で激しい論戦を重ねてきました。時に一時間半から二時間にわたる質疑を繰り返したのです。

この主張は、当時の自民党主流派の考え方に反するものであり、自民党内にあつても、奇人、変人、異端者として扱われたものでありました。

転機が訪れたのは、二〇一一年三月十一日、あの東日本大震災のときでした。未曾有の大災害を前にして、私は、このままでは日本が消えてしまう、今こそ行動しなければという強い危機感と焦燥感に駆られ、発災六日後の三月十七日に、「今こそ二十兆円規模の日銀国債引受による救助・復興支援を！」と題したアピール文を書き上げ、全国議員に配付して回りました。その後も毎週のようにアピール文を全国会議員に配付し続け、計七回に及びました。

最終的に私の提案は当時の民主党政権に却下されましたが、ここで政治の流れを変えなければ本当に日本は死んでしまうとの強い思いから、デフレ克服を目指す議員連盟を立ち上げ、当時、野にあった安倍晋三先生に会長になっていただき、その議連で、浜田宏一先生や岩田規久男先生を講師として招き、勉強を重ねた結果生まれたのが、今日のアベノミクスであります。二〇一二年暮れの総選挙で安倍政権が誕生し、この政策が実践されることになりましたが、ここに至るまでに、実に二十年の歳月を要したのであります。

アベノミクスは、当初、見事な成果を上げましたが、消費税上げという真逆の方向の政策を採用せざるを得なくなったことよって頓挫し、今日に至っています。

加えて、本年初頭から新型コロナウイルスという新たな逆風が吹き荒れるようになり、日本経済は、再びデフレに逆戻りしかねない岐路に立たされています。

今こそ、あのアベノミクスの原点を思い起こし、大胆かつ積極果敢な財政金融政策を断行することが必要ではないかと考えています。

結びに、本日の永年表彰を改めて道しるべとし、私の座右の銘である、自分を捨てて他に尽くすという意味の去私利他の精神を持って真摯に職責を果たしてまいることがお誓いし、御礼の御挨拶といたします。

御清聴まことにありがとうございます。
(拍手)

○議長(大島理森君) 高市早苗君。

(高市早苗君登壇)

○高市早苗君 大島議長、赤松副議長を始め、全ての会派の同僚議員の先生方の御厚情により、本日は、本会議の貴重な時間を割いていただき、山本幸三先生と私に在職二十五年表彰を賜り、まことにありがとうございます。

私は、中選挙区制度のもとで執行された最後の選挙となった平成五年の衆議院議員選挙において、三十二歳のときに初当選をさせていただきました。

当時の衆議院奈良県選挙区は、全県区で、定数は五名でした。自民党二名、公明党、共産党、社会党の強固な地盤を誇る現職議員五名に加え、大ブームを起こしていた日本新党の新人一名と自民党の新人一名が既に名乗りを上げておられ、自民党の公認が認められず無所属だった私が当選できる可能性は皆無だと言われておりました。

衆議院解散までの約一年間、広い奈良県の各地

を回り、毎日、街頭演説を行い、個別訪問やミニ集会を続け、懸命に政策を訴え、後援会拡大活動を通じてきたことから、ささやかな自信はあったものの、客観的な選挙分析では泡沫候補でございました。

「あと一期、我慢して待ちなさい」と後援会長からも引きとめられ、私は、公示日を目前に、苦悩し続けておりました。

そんなある夜、家族が寝静まった後に帰宅いたしますと、キッチンの上のテーブルの上に父からの手紙が置いてありました。「俺の退職金は、選挙費用の足しに全部使ってよい。イライラせずにやれ。自信を持って！握手とお辞儀を忘れるな。気楽にやれ。」父の手紙を抱き締めて泣きながら、出馬する決心を固めました。

私は、父はメーカー勤務、母は奈良県警勤務という平凡な共働き家庭に育ち、両親ともに、私が早く結婚して安定した家庭生活を送ることを望んでいました。ところが、私が東京での仕事を辞めて奈良県に戻り、本格的な政治活動を開始した上、自民党本部の職員だった弟も、職を辞して、私の政治活動を手伝うために奈良県に戻ってきてしまいました。いきなり無職となった子供二人が実家暮らしを始めたのですから、両親の苦悩は想像を絶するものだったはずですが、それでも、常に堅実に生きることを私に求め続けていた父が、最も苦しい決断の瞬間にはそっと背中を押してくれたのです。

翌日、出馬表明の記者会見を行い、多くのボランティアの方々に助けていただいて挑戦した無謀な選挙戦でしたが、何とかトップ当選を果たすことができました。この衆議院本会議場に足を踏み入れたときの感動は今も忘れることはございません。

(拍手)
以後、途中で一度、短期間の落選生活を経験しましたがけれども、そのおかげで、長期的な政策目標は堅持した上で、貴重な任期だから一期ごとの

目標を立てて結果を出すということも、重視するようにになりました。

思い返しますと、平成四年から五年ころは、選挙区を回っておりまして、「女が国会に行つて何がでるんや」、「小娘が国会を目指すとは厚かましい」などと怒声を浴びせかけられることが多くございました。決して三十一歳、二歳が小娘だとは思っておりませんでした。当時、女性であることと若さは、大きなハンディキャップでございました。

しかし、昨今では、政党が新たな候補者を探すときに、「女性はいないか」、「若い人はいないか」という声上がるようになりました。この大きな変化は、歯を食いしばって働き仕事で立派な結果を出してくださった先輩女性議員の先生方が切り拓いてくださった新たな道であり、また、若くして当選しながら素晴らしい実績を上げてこられた先輩、同僚議員の先生方の御努力の成果だと感じています。

私は、国政の究極の使命は、国民の皆様の生命と財産を守ること、領土、領海、領空、資源を守ること、そして、国家の主権と名誉を守り抜くことだと考えております。

相次ぐ自然災害や感染症との闘い、少子高齢化など、困難な課題が多い時代ではありますが、諦めることなく、美しく強く成長する国、日本を創るために、真摯に働き続けてまいります。

結びに、常に御指導を賜っております全ての会派の先生方、後援会の皆様、自民党員の皆様、奈良県の有権者の皆様、長年一緒に頑張ってくれてる秘書たち、そして、今は亡き両親に感謝の思いをささげます。

(拍手)
本日は、まことにありがとうございます。

日程第一 労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、労働基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(報告を求めます。厚生労働委員長盛山正仁君。

労働基準法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(盛山正仁君登壇)

○盛山正仁君 ただいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、労働基準法における賃金請求権の消滅時効期間等について、五年に延長するとともに、当分の間は、三年とする措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る三月五日日本委員会に付託され、翌六日加藤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日に質疑を行いました。質疑終了後、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。文部科学大臣萩生田光一君。

(国務大臣萩生田光一君登壇)

○国務大臣(萩生田光一君) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国においては、地域における様々な文化資源の保存及び活用を通じて文化による国づくりを推進するとともに、日本文化の魅力を国内外に向けて積極的に発信することに政府を挙げて取り組んでまいりました。

本年開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界中の注目が日本に集まる絶好の機会であり、この機を捉えて文化の振興、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するため、地域において文化についての理解を深めることができる機会を拡大し、国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要となっております。

この法律案は、このような観点から、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について申し上げます。

第一に、文部科学大臣及び国土交通大臣は、主務大臣として、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針を定めることとしております。

第二に、文化資源保存活用施設の設置者が、文化観光推進事業者と共同して、当該施設における文化観光拠点施設としての機能強化を図る拠点計画を作成することができることとともに、市町村又は都道府県が組織する協議会において、文化資源保存活用施設の設置者や文化観光推進事業者等とともに、地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図る地域計画を作成することができることとし、主務大臣は、これらの計画について認定するものとしております。

第三に、当該認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業に対して関係法律の特別措置等を講じるほか、国等は、その所有する文化資源を文化観光拠点施設において公開することに協力するよう努めることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。安藤裕君。

(安藤裕君登壇)

○安藤裕君 自由民主党・無所属の会の安藤裕です。(拍手)

冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に対し哀悼の意を表しますとともに、現在罹患されておられる皆様の一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

さて、私は、ただいま議題となりました文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案について、自由民主党と公明党を代表して質問いたします。

自由民主党は、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ、令和の時代を築いていくため、文化立国の実現に向けてさまざまな提言をしてまいりました。

具体的には、官民が連携して、観光振興やまちづくり、地方創生につながる文化資源の活用を進めること、新時代に即した文化施設を目指した機能強化、二〇二〇年オリンピック・パラリンピック競技大会での日本文化の発信、戦略的な広報の充実による文化による国家ブランド戦略の構築などです。

本法案は、こうした我が党の提言とも合致したものであり、文化の振興を更に前に進め、地方創生の一環として文化観光で地域を活性化しようという動きを後押しするために必要な法案と考えております。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を夏に控え、日本は、有形無形のさまざまな文化をより魅力ある観光資源として磨き上げ、各

地域の一層の活性化を図る絶好の機会を迎えています。

そこで、まず、本法案における文化観光とはどのような観光を想定しているのか、また、本法案によって地域における文化観光をどのように支援していくのかについて、萩生田文部科学大臣に伺います。

地域の活性化を進める上で、文化観光を中心とした取組は現在もあると思います。他方、例えば、博物館、美術館のような文化施設では人手が足りないという問題や、魅力ある文化資源があってもどう活用していいかわからないなどの声も伺います。今回の法案が地域における文化観光を推進する際の後押しになるかどうかを審議するに当たっては、各地域の要望が踏まえられているかどうかは重要です。

そこで、萩生田文部科学大臣に伺います。地域においては具体的にどのような要望があり、本法案はその要望にどう応えているのでしょうか。

ところで、文化観光を推進するためにも、そもそも文化そのものの振興が重要です。例えば、地域にある貴重な文化財が適切に保存されていないければ、積極的に活用し、多くの人に見てもらい、理解を深めてもらうことは難しいと思います。また、次世代の文化芸術の担い手を育成していかなければ新しい文化は生まれません。

そこで、萩生田文部科学大臣に伺います。文化観光を推進する上で、どのように文化財の保存や文化芸術に携わる人材育成を行っているかと考えておられるのでしょうか。

結びに、文化の振興を図るためには、魅力ある有形無形の文化資源を適切に保存し、また、それを多くの人に親しんでもらうような活用をすることはとても重要です。さらに、文化とは、過去から継承されているものばかりではありません。

日々の日本人の生活の中から、自然と育まれ、継承され、いつの間にか伝統文化として育っていくものです。過去の人々も、その時々々の生活の中で、自分たちがいいと考えるものをみずからの自由意思でつくっていたら、いつの間にか文化として守られるべきものとして認められ、保護されるようになっていったのでしょう。

このような、日々の人々の生活の中に文化にかかわることができる余裕があることが、何よりも文化振興には欠かせないものと考えます。

今、日本では、新型コロナウイルス蔓延防止のための政府による自粛要請に国民の皆さんが御協力していただき、一日も早い終息が望まれています。

一方で、残念ながら、さまざまな経済活動が停滞し、大変厳しい状況になっております。一日も早くこの事態を収束させ、そして、日本経済を再生させて、文化振興にそれぞれの国民が精神的にも経済的にも安心してかわれる状態をつくることこそが喫緊の課題です。

令和の恐慌回避のためにも、例えば消費税を当分の間ゼロにするなどの国民が希望が持てる強いメッセージを一日も早く出していただくとともに、大胆に取り組んでくださることを政府に強く要請して、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣萩生田光一君登壇)

○国務大臣(萩生田光一君) 安藤議員にお答えいたします。

まず、本法案における文化観光と、地域における文化観光の支援策についてお尋ねがありました。

本法案では、文化観光について法律上初めて定義を設け、文化資源の観覧や体験活動等を通じ、文化についての理解を深めることを目的とする観光としております。

また、本法案により、文化施設を中核とした文化観光の推進に関する計画について認定を行い、当該計画に基づく事業に対し、地域の文化資源の魅力向上や来訪促進のための交通アクセスの向上等の法律上の特別措置を講じます。

さらに、本法案における認定を受けた計画に基づき、博物館、美術館等の文化観光の拠点となる施設がその機能強化を図るための、博物館コレクション等の解説の多言語化、Wi-Fi、キャッシュレスの整備、学芸員等の確保、バリアフリー、展示改修等の整備等に要する費用への支援を行います。

これらの措置を通じて、これまで以上に文化施設や観光事業者、自治体等が連携した形で地域における文化観光を総合的に推進してまいります。

次に、地域における具体的な要望とそれへの対応のお尋ねですが、御指摘のとおり、文化資源の魅力や来訪者にわかりやすく伝えるための知見、ノウハウや、人材の確保、施設整備の充実といった文化施設の課題については、近年、その対応が強く求められてまいりました。

このため、令和元年度の成長戦略等に文化施設を中核とした文化観光の推進の必要性を盛り込み、地域の文化施設や自治体等と意見交換を行うとともに、有識者会議において議論を行い、これらを踏まえて法案の内容について具体化を図ってきたところです。

例えば、自治体関係者からは、近代絵画やモダンアート等の幅広い芸術鑑賞の機会と温泉等の観光資源や食文化を融合させた滞在型の拠点の形成や、オーパツーリズム解消も見据えた、郊外も含む博物館、寺社、バス事業者等が連携した周遊ルートの構築などについて要望をいただいております。

これらを実現するため、本法案において、文化

と観光の双方の関係者が連携して作成した計画について認定を行い、当該計画に基づく事業に対して、交通アクセスの向上に係る手続の簡素化等の措置等を規定するとともに、博物館、美術館等の文化観光の拠点となる施設が行う機能強化に要する費用への支援を行うてまいります。

次に、文化財の保存や文化芸術に携わる人材育成のお尋ねですが、本法案における文化観光の推進に当たり、文化財の確実な保存、継承や、文化芸術に携わる人材の育成は、文化資源の魅力を高めていく上での基盤となるものであり、必要不可欠な取組です。

文部科学省では、令和二年度予算案において、文化財の適切な修理や災害等から守るための防災施設等の整備などに対する支援として三百九十五億円を計上しており、文化財の確実な継承に向けた取組を推進してまいります。

また、新進芸術家等の人材育成や子供たちの文化芸術体験の推進に関する取組として八十二億円を計上しており、次代の文化芸術の推進を担う人材の育成を行っております。

引き続き、地域における文化観光の推進の基盤となる文化財の保護や文化芸術分野における人材育成にしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 城井崇君。

(城井崇君登壇)

○城井崇君 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの城井崇です。

私は、共同会派を代表し、ただいま議題となりました文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案について質問します。(拍手)

冒頭、一言申し上げます。

三月十一日で東日本大震災から九年となります。改めて、全ての犠牲者と御遺族に哀悼の意を

表するとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。復興に尽力されている皆様にも、心から敬意を表します。

かつてない大災害を深く心に刻み直し、被災地の復興と生活再建に向けて、引き続き、党派を超えて不断の努力を続けていくことを誓いたいと思っております。

一方、この三月十一日の鎮魂の日、祈りの日に、森まさこ法務大臣は、衆議院法務委員会及び参議院予算委員会において、東日本大震災時の検察の活動について、事実に基づかない、でたらめな虚偽答弁を繰り返して、検察の権威をおとしめ、国会を冒瀆しました。

質疑中に離席した折、言いわけのためメディア取材をみずから呼びかけるなど言語道断。発言撤回、嚴重注意で済む話ではありません。これでは国民も部下の方もついていけない。法務大臣としての資質に欠けることは明らかです。即刻みずから政治責任をとることを強く求めます。

また、安倍総理は法務大臣の任命責任をどうお考えか、明確にお示しいただくよう、あわせて申し上げます。

また、昨年十一月十六日に実施されました、学校法人加計学園が運営する岡山理科大学獣医学部獣医学科の推薦入試A方式で受験した韓国留学生八名全員が不合格となり、うち実際に面接を受けた七名全員の面接試験の成績が五十点満点中零点であったことを文部科学省は認めています。萩生田文部科学大臣は、この結果が適切であり全く問題ないという認識であるか、明快な答弁を求めます。

続いて、WHOからパンデミック宣言が出され、災害対応にも匹敵する新型コロナウイルス対策について三点お伺いします。

まず、休校要請解除の時期についてです。萩生田文部科学大臣は、三月六日の衆議院文部

科学委員会において、総理要請に基づく全国の学校の一斉臨時休業について、その解除時期を検討する旨を答弁しました。

国内感染拡大防止という目的を教育現場も理解し、地域の実情に応じて九九%の学校が休校を実施しました。感染防止のための物資も不足する中、学校現場も児童保育などの子供の居場所も各家庭も、ぎりぎりの努力を重ねています。しかし、いつまで頑張ればよいのか、科学的にも政治、行政的にも、めどが示されていません。文部科学大臣、国として要請解除のめどを示すべくです。要請解除の時期の検討状況についてお答えください。

次に、新学期の対応です。

感染がピークを迎えたとの政府発表がまだありません。春休みを越え、四月の新学期が国内感染期のさなかに当たる可能性が高いと考えます。現場の混乱を最小限に抑えるためにも、四月の新学期以降の対応について、早目に対応方針の目安や対策、各種手続、対応の弾力化を国として打ち出すべきです。文部科学大臣の見解を伺います。

三つ目に、学校休業等の各種自粛により休まざるを得ない人々への休業補償について、厚生労働大臣に伺います。

我々や当事者団体から、フリーランスや自営業への補填を求めてきましたが、ようやく緊急対応策の第二弾にフリーランスや自営で働く人の一部に対する休業補償が盛り込まれました。しかし、その額は月額四千四百円にすぎません。会社を休んだ人の給料を補償する企業への助成は、最大月額八千三百三十円です。

フリーランスで働く人と会社で働く人に、なぜこれだけの差を設けるのか。職業差別ではないか。働き方改革といつて労働者をフリーランスに置きかえることを勧めておいて、いざ問題が起きたら数千円とか十万円の融資で見捨てるのか。お

子さんがいる家庭、特に一人親が暮らせるのか、イベント自粛で仕事を失った方は暮らしを立てられるのかといったことをどのように検討したのか、明確にお答えください。

それでは、議題となりました本法案について、順次質問をいたします。

まず、そもそも本法案の趣旨として示された、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進を現在の我が国で行える環境にあるかという点です。

確かに、我が国を訪れる外国人旅客は、昨年までは増加の一途。しかし、新型コロナウイルスの感染症で、その状況も一変しました。一部ではコロナ不況と呼ばれる今回の感染症拡大や各種自粛に伴う経済の縮小は、リーマン・ショックを超えるものとなりつつあります。観光客は激減、飲食店やサービス業などは、三月では売上げが前年同月比七〇%減といった壊滅的な状況だという声があふれています。

こうした厳しい状況を踏まえて、感染拡大を防止しながら事業者や生活者を支え切り、感染拡大収束後の観光振興を旧に倍して迅速に取り組みむ必要があります。外国人旅客の受入れ及び観光業の現状認識、それらの支援充実について、国土交通大臣、お答えください。

昨年末からの経済指標悪化とコロナ不況を乗り越えるため、東京オリンピックを予定どおり行えないことも想定しながら、減収補償、給付、減税など、国民生活、日本の企業を直接支え切る大規模な経済対策を、三十兆円を念頭に、迅速に実行することを強く求めます。

本法案は、既存の政策と重なるものが多く、屋上屋を重ねています。博物館等に対する支援は、既に文化庁において

博物館クラスター形成支援事業が行われている。また、観光庁に確認したところ、訪日外国人受入れ環境整備緊急対策事業や、ICT等を活用した多言語対応等による観光地の町歩き満足度向上、公共交通利用環境の革新等といった観光庁所管の各種政策によって、法案で想定されている政策を先行できます。共通乗車船券の認可、届出手続の緩和措置についても、既に外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第六条等において同様の仕組みが運用されています。

このように重複している政策、例えば、先ほど指摘した共通乗車船券の発行などによる交通アクセスの向上に加え、地域ブランドの向上、海外宣伝、多言語化、WiFi、キャッシュレスの整備、バリアフリー化などは、国土交通省、観光庁所管の現行の仕組み、現行法や予算措置で実行可能であるということと間違いはないか、国土交通大臣、お答えください。

あわせて、本法案で目指すとされる文化資源の保存、修復、防災、体系的収集、調査研究、専門人材の確保、育成は、文化庁所管の既存の法律や予算で対応可能であると考えますが、文部科学大臣の見解をお願いします。

あわせて、来年度予算に盛り込まれている博物館等を中核とした文化クラスター推進事業は、この法律がなくても予算が成立すれば実行可能か、文部科学大臣、お答えください。

こうした一つ一つの項目から、政策の重複による税金の無駄遣いをなくしていくことを政府に強く求めます。

また、準備期間も不十分です。

「二〇二〇年のオリンピック・パラリンピックイヤーを契機に」と法律案の概要の趣旨でうたっています。一方、仮に本法案が成立しても、拠点計画や地域計画の認定は六月中との文部科学省の

説明です。東京オリンピックの開幕は七月二十四日。認定後に残された準備期間は一月前後あるかないかで、地方での準備や国による予算執行は通常なら間に合いません。本間に間に合うのか。東京オリンピックが念頭にあるなら、なぜ昨年の臨時国会での閣法提出をしなかったのか。文部科学大臣に伺います。

さらに触れたように、文化庁は、過去二年間、博物館クラスター形成支援事業として既に支援を行っています。これらの申請件数及び採択件数、予算執行状況を具体的に教えてください。

そして、今回新たに本法案とともに一体で推進したいと文部科学省が言う、博物館等を中核とした文化クラスター推進事業。補助事業者の対象は、博物館、美術館等の文化施設、博物館等を中核とした実行委員会等。補助金額は、予算の範囲内で補助対象経費の三分の二。積算件数は二十五件、一件当たり最大五千万円補助との説明でした。

この二十五件のうち、既に予算要望を受けている件数は幾つありますか。この二十五件は、その数を踏まえた積算なのか。この二十五件、一件当たり最大五千万円の支援で十分か。

平成三十年社会教育調査によれば、博物館及び博物館類似施設だけでも全国に五千七百四十四施設もあります。支援が届かない施設が相当数に上ることが想定されます。国による支援の格差が広がるのが前提なのか。国が文化及び観光の振興、地域活性化を後押しするなら、国の認定の有無にかかわらず、できるだけ支援すべきと考えますが、文部科学大臣の見解を伺います。

今回の枠組みは、拠点施設を中核として文化観光を支援するとしています。施設展示等になじみにくい無形の文化的所産に対してはどのように支援するのか、文部科学大臣、御答弁ください。

文化活動を担う人材の育成、確保についても伺います。

文化観光拠点施設の機能強化を図っていくにしても、専門的知識に精通した役職員や学芸員の育成、配置は不可欠です。特に、文化活動の基盤を担う学芸員は十分に確保できているか。人材の育成及び確保に係る支援についての今後の方向性及び具体策について、文部科学大臣、お答えください。

結びに、本法案の検討過程が不十分だという点を指摘します。

文化庁が文化施設を中心とした文化観光のあり方に関する検討会を設置したのは、昨年十一月。検討会のまとめをつくったのは、翌十二月です。一月月の間にたった三度の会議開催でした。議事録を見ても、文化観光のあるべき論の議論が中心で、他省庁の政策との重複や政策の効果などの検討も不十分です。オリンピックに間に合うように、法案提出へ体裁を整えようとしただけに見えなりません。

博物館等文化施設の振興は重要な取組であり、我々も推進するべきと考えますが、準備不足で時宜を得ていない今回の法案は、本来、見直すべきではないか。新型コロナウイルス対策、国内感染拡大阻止を始め、ほかに優先すべき政治の仕事があることを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣秋生田光一君登壇)

○国務大臣(秋生田光一君) 城井議員にお答えいたします。

まず、岡山理科大学獣医学部の推薦入試についてお尋ねがありました。

岡山理科大学獣医学部の推薦入試に関する事案については、三月四日以降、事実関係の確認を行い、この間、大学の担当者と呼んで話を聞くなどしてまいりましたが、現時点においては、文部科

学省として、まだ当該大学の入試の適否を判断できる段階ではありません。

推薦入試の可否判定のプロセス、特に面接の詳細な評価内容や質問項目などについて、依然として不明な点があることから、本日、文部科学省の担当者が大学を訪問し、これらの事柄について確認を行っているところでございます。

次に、要請解除の時期のお尋ねであります。今般の臨時休業の要請は、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクをあらかじめ抑える観点から、三月二日から春季休業の開始日までの間、全国一斉の臨時休業を要請したものです。

三月九日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、依然として警戒を緩めることはできないとの見解が示されたところであり、当面は、円滑な臨時休業の実施を通じて感染拡大防止に全力を尽くすことが最も重要と考えております。

なお、今後、本専門家会議において、三月十九日を目途に新たな報告が出される予定であり、その内容も踏まえ、学校を再開するに当たっての目安について検討してまいりたいと考えております。

次に、四月の新学期以降の対応のお尋ねであります。当面は、円滑な臨時休業の実施を通じて感染拡大防止に全力を尽くすことが最優先ですが、四月から始まる新学期の対応については、三月十九日を目途に出される予定の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の報告も踏まえ、学校を再開するに当たっての目安について検討してまいります。

また、その場合における学校現場が求められる各種手続の弾力化についてもあわせて検討してま

いりたいと思います。

次に、文化庁所管の既存の法律や予算で対応可能ではないかとお尋ねがございましたが、文化資源の保存、修復、防災、体系的収集、調査研究、専門人材の確保、育成については、既存の文化財保護法やこれに基づく予算措置等により対応してきたところであります。

本法案では、このような既存の法律や予算による文化の振興を土台として、地域における文化観光の推進を図るための施策を行い、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的としております。

このため、本法案では、多様な文化資源を有する文化施設の機能強化を図るため、新たに文化観光推進事業者との連携を制度として設け、地域の文化資源の魅力を来訪者にわかりやすく伝えること、また、文化施設に来訪者を引きつけるような積極的な情報発信、交通アクセスの向上、多言語、WiFi、キャッシュレスの整備などを行うことについて、法律上の特例措置を講ずるとともに、財政面の支援を充実することにより、推進します。

このような、文化施設に焦点を当てて文化観光の推進を図る取組は文化庁所管の既存の法律にはなく、また、これらの取組に対する予算の一層の充実が必要だと考えており、本法案を通じて着実に取り組んでまいります。

次に、本法案と博物館等を中核としたクラスター推進事業との関係のお尋ねであります。令和二年度予算案に盛り込みました博物館等を中核とした文化クラスター推進事業については、本法案における認定を受けた計画に基づき、博物館、美術館等の文化施設がその機能強化に取り組むための事業に対して支援を行うこととしております。

このため、本法案が成立しなければ当該予算の執行はできないこととなります。

次に、本法案が本年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に間に合うのか及び法案の提出時期がなぜ今国会なのかのお尋ねであります。本法案が成立した時点では、速やかに基本方針を策定し、六月下旬ごろまでに拠点計画や地域計画の認定を行い、文化施設のオンライン予約やキャッシュレス化、WiFiの整備等の観光旅客の利便性の向上、多言語による解説、紹介の充実などの文化資源の魅力向上などについて、大会期間にも間に合うよう速やかに、また、今後の継続的な取組としても推進していただくことを考えております。

政府としては、文化施設の機能強化と文化観光の推進の加速化は喫緊の課題であり、令和元年度の成長戦略等において、文化観光に関する法令上の措置等の必要性について盛り込んだところであります。

また、国際的にも、昨年、国際博物館会議とOECDが共同発表したレポートにおいて地域経済発展のために博物館の力を活用するなどが提起され、この内容が九月のICOM京都大会において議論されたところであります。

このような背景のもと、文化庁が観光庁その他の関係省庁とも連携して検討を進めてきた結果として、本法案を今通常国会に提出するものであります。

次に、博物館クラスター形成事業の申請、採択件数及び予算執行額のお尋ねであります。平成三十年度は、申請件数が、採択件数とも八件、予算執行額は約一億二千万円でした。令和元年度は、申請件数が九件、採択件数が八件であり、うち七件が前年度からの継続でした。予算執行額は約二億円を見込んでいます。

次に、博物館等を中核とした文化クラスター推

進事業における支援件数の見込みと認定されない地域や施設などへの取組のお尋ねであります。令和二年度に新設する博物館等を中核とした文化クラスター推進事業については、今後募集を行うため、具体的な要望はいただいていませんが、これまで全国百を超える自治体や文化施設との意見交換を通じ、文化観光拠点づくりに対する関心の高さを感じているところです。

このような地域のニーズの中から、文化施設、観光事業者、自治体等が連携して実際に作成する計画を認定していくこととなります。

こうした地域の動向も踏まえ、来年度の支援件数としては二十五件程度になるものと見込んでおります。

支援規模については、従来からの支援メニューに加え、文化施設における収蔵資料の多言語化等の魅力向上、それを担う学芸員等の人材の配置、展示改修などの事業も想定して、一件当たり五千万円としたものであります。

認定されない地域や施設などへの取組については、まずは計画の認定を受けた二十五件を好事例として、他の文化施設や自治体においても文化観光の取組を促進できるよう、四月から文化庁に組織される文化観光担当の参事官において、個別の相談対応や支援を行ってまいります。

次に、無形の文化的所産に対する本法案による支援のお尋ねであります。本法案第二条第一項に規定するとおり、「文化資源」は「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源」としており、例えば祭りや伝統芸能等も文化資源に含まれます。

無形の文化的所産についても、例えば、祭りの伝承館や伝統芸能の保存館などにおいて、関連資料や映像記録等の保存、公開や、歴史的、文化的な意義等も含めた解説、紹介を行うことが考えら

れ、このような取組に対して支援を行ってまいります。

次に、学芸員を始めとした人材育成及び確保に関する支援のお尋ねであります。学芸員等の博物館専門職員の人材育成については、文化庁において、中堅学芸員向け、新任博物館館長向け、博物館マネジメント層向けなど、多様な研修事業を実施しております。また、令和二年度からは若手学芸員等の海外研修事業を拡充するなど、多様なニーズに対応した人材育成に努めているところで

す。さらに、大学における学芸員養成のあり方や多様な経験を経ながら専門性を磨いていくキャリアパスなど、学芸員の養成、採用、研修といった全体的なあり方については、昨年十一月に文化審議会に設けた博物館部会において今後審議をしっかりと進めてまいりたいと思います。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 城井崇議員にお答えいたします。

フリーランスで働く方への支援についてお尋ねがありました。

今般設ける新たな助成制度においては、正規、非正規を問わず雇用されている方を対象とするともに、従来の雇用施策では対象としていなかった個人で業務委託契約等で仕事をされている方にも対象を広げることとし、具体的には、その就業できなかった日について一日当たり四百円を定額で支給するものです。

こうした方は、働き方や報酬の定め方が多種多様であり、実際支払われる予定であった金額の把握に難しさがある中で、迅速に支援する必要性も踏まえ、雇用保険における失業給付の日額上限、雇用保険の対象とならない方への給付、雇用されている方についても勤務実績によって支払い水準はさまざまであることとのバランスを考慮し、雇

用者の上限額の半額程度を定額で支払うこととしたものであります。

また、収入の減収等により当面の生活費が必要となる方については、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度に特例を設け、従来の低所得世帯に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等も対象とすることとあわせて、償還時に、所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるところとしたところであります。(拍手)

(国務大臣赤羽一嘉君登壇)

○国務大臣(赤羽一嘉君) 城井議員に二問お答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う観光産業等への影響及び支援策についてお尋ねがございました。

今般の新型コロナウイルスにより、多くの観光地では、団体宿泊客のキャンセルが発生し、予約もほぼゼロの状況で、倒産や一時的な休業を余儀なくされている方も出始めるなど、大変厳しい状況に置かれております。そもそも、観光産業は、旅行業や宿泊業のほか、貸切りバス、ハイヤー・タクシー業や、飲食業、物品販売業など裾野が広く、地域経済全体に深刻な影響が出ていると認識をしております。

こうした事態に対し、国土交通省といたしまして、まず、一刻も早い感染の封じ込めこそが最大の支援策であるとの認識に立ち、関係省庁と連携し、業界の皆様にも御協力をいただきながら、感染拡大防止対策に全力で取り組んでおるところでございます。

次に、事業継続のための資金繰りと雇用の維持の支援策として、セーフティネット保証五号の対象業種に宿泊業を加え、雇用調整助成金の要件緩和を実施したところでありますが、今後も、事業者の皆様とのニーズを踏まえ、申請手続の簡素

化、迅速化、また、さらなる要件緩和、補助率の拡大、返済期間の大幅猶予、また、公租公課の減免など、政府部内で自身もしっかりと求めている決意でございます。

三つ目は、新型コロナウイルスの状況が落ち着き次第、間髪入れずに反転攻勢に転じるために、今この時期から、個々の観光地の魅力を高め、広く内外からの観光客を受け入れるための環境の整備を着実に進めておくことが重要であると考えております。

とりわけ、地域ごとに育まれてきた豊かな文化資源は重要な観光資源であり、本法案により、地域で文化資源の保存や活用に取り組みむ方々と観光地域づくり法人、旅行者、交通事業者などとの連携を深めるための環境を整え、文化資源を活用した観光を更に推進してまいります。

また、宿泊、日帰り旅行や地域の物産等の消費を強力に喚起する方策など、考え得る支援策を積極果敢に実行し、国内外からの多くの皆様に各地の観光資源を堪能していただけるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

次に、文化観光の推進に関する国交省の現行制度についてお尋ねがございました。

本法案において推進する文化観光につきましまして、閣議決定された観光立国推進基本計画においては、閣議決定された観光立国推進基本計画におきましても、「日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光」として明確に位置づけられ、観光政策の主要分野の一つとして推進されてきました。

国交省といたしまして、既存の法律の枠組みや予算措置等を活用し、観光地における交通アクセスの向上や海外宣伝、バリアフリー化などを通じてこの分野の取組を進めてきたところであります。

一方、近年、我が国の文化的な魅力を体験することを目的に訪日される外国人旅行者がふえてき

ており、我が国の美術館、博物館、寺社など各地域の文化施設に対し、外国人旅行者に魅力が伝わるような多言語表示、解説が不十分である、また、開館時間が短いなど、観光資源としての活用のための取組がおかれているとの指摘があることから、本法案により、地域の文化施設を文化観光の推進拠点として位置づけ、国土交通省、文部科学省を中心に、各省連携のもと、予算措置等を集中的、一体的に講じることにより、各施設における取組を強力に促進してまいります。

さらに、各観光地において、文化施設の関係者と観光地域づくり法人や旅行業者、交通事業者等、観光関係業者との連携が必ずしも十分にとれてきているとはいえない状況であることから、本法案の枠組みのもとで両者が一体となつて、文化資源の魅力を実際の来訪者数の増加や旅行消費の活性化に結びつけていく機運を高めていきたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四分散会

出席国務大臣

文部科学大臣 萩生田光一君
厚生労働大臣 加藤 勝信君
国土交通大臣 赤羽 一嘉君

出席副大臣

文部科学副大臣 上野 通子君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

本田 太郎君

出畑 実君

出畑 実君

本田 太郎君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

宗清 皇一君

岡下 昌平君

岡下 昌平君

宗清 皇一君

法務委員

辞任

補欠

古川 康君

宮路 拓馬君

落合 貴之君

川内 博史君

宮路 拓馬君

落合 貴之君

川内 博史君

落合 貴之君

(議案提出)

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案
地方公務員法の一部を改正する法律案
日本国憲法第八条の規定による議決案

(議案付託)

一、昨十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

総務委員会 付託

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄科学技術大学院大学(OIST)の沖縄振興に関する質問主意書(下地幹郎君提出)

防衛省におけるP.F.O.S.処理実行計画等に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

フリーランスや自営業者に対して一日四千百円の休業補償を行うことに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

柔道整復師に対する保険者による調査に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症対策としての中華人民共和国からの入国制限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の大学等の要件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出会計年度任用職員制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員下地幹郎君提出「沖縄・地域安全パトロール隊」の活動実態及び実績等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症に関連した風評被害への補償に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問に対する答弁書

令和二年三月三日提出
質問 第九三号

新型コロナウイルス感染症対策としての中華人民共和国からの入国制限に関する質問主意書

提出者 松原 仁

新型コロナウイルス感染症対策としての中華人民共和国からの入国制限に関する質問主意書

中華人民共和国(以下「中国」という)における新型コロナウイルス感染症患者が、令和二年三月二日時点で、八万人を超えた。このような状況の中で、インドは、中国のバスポートで二〇二〇年二月五日より前に発行されたビザでの入国を原則制限し、フィリピンでは、中国大陸、香港、マカオから旅行または経由した場合の入国を制限し、アメリカ合衆国では、過去十四日間に中国大陸を訪れた自国民以外の者または非居住者の入国を制限するなど、中国からの人の流入を遮断する政策を実施している。しかし、日本は、発行地が湖北省・浙江省の中国バスポートの旅行者及び過去十四日間に湖北省・浙江省に滞在したことがある者の入国を制限するにとどまる。

そこで、次のとおり質問する。

一 政府が、これまで、中国全土からの日本国民を除いた人の流れを遮断しなかったのはなぜか。

二 政府が、これまで、中国全土からの日本国民を除いた人の流れを遮断しないという判断を行ってきた中で、中国政府側から何らかの働きかけがあったか。

三 速やかに中国全土からの日本国民を除いた人の流れを遮断すべきと考えるが、政府として如何。

令和二年三月十七日 衆議院会議録第十号 議長長の報告

内閣衆質二〇一九九三号
令和二年三月十三日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症対策としての中華人民共和国からの入国制限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症対策としての中華人民共和国からの入国制限に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の「人の流れを遮断」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、法務大臣は、現在、当分の間、本邦への上陸の申請日前十四日以内に中華人民共和国湖北省及び浙江省における滞在歴がある外国人及びこれらの省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第五条第一項第十四号に該当する外国人であると解するものとして、この取扱いは、関係地域における新型コロナウイルス感染症の感染者数や移動制限措置の有無、医療体制の状況等の様々な情報や知見に基づき総合的に検討した結果を踏まえて行っているものである。

また、令和二年三月九日から、外務大臣において、同国に所在する日本大使館又は総領事館において同月八日までに発給された査証の効力を、当分の間、停止する取扱いを行っているほか、国土交通大臣において、同月九日以降に中華人民共和国を出発し本邦の空港に到着しようとする旅客の運送に係る航空機については、当分の間、その到着空港を成田国際空港及び関

西国際空港に限るよう、関係する航空会社に対して要請するとともに、同日以降に同国を出発し本邦の港に入港しようとする船舶については、当分の間、旅客運送を停止するよう、関係する事業者に対して要請したところである。

二について

中華人民共和国との間では平素から様々なやり取りを行っており、その一つ一つをお答えすることは差し控えるが、一及び三について述べた取扱い及び要請は、我が国として、関係地域における新型コロナウイルス感染症の感染者数や移動制限措置の有無、医療体制の状況等の様々な情報や知見に基づき総合的に検討した結果を踏まえて行っているものである。

令和二年三月十四日提出
質問 第九四号

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の大学等の要件に関する質問主意書

提出者 城井 崇

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の大学等の要件に関する質問主意書

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業(以下、「本事業」という)は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進することを目的としている。

具体的には、重度訪問介護を利用している人もしくは重度訪問介護の対象となる学生に対して、自宅から大学までの移動や、学校内での活動(排せつや食事等含む)にヘルパーが支援をすること

で、障害のある学生の修学の支援を行う事業である。

しかし、本事業の対象となる学校等は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学等(大学(大学院及び短期大学を含む。))及び高等専門学校(と定められており、専修学校や各種学校などは本事業の対象となっていない。そのため、専修学校や各種学校などに修学する障害のある学生は、本事業の支援を受けることができない。

そこで、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の大学等の要件に関して、以下質問する。

一 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業は、専修学校、各種学校などに通う障害のある学生も修学支援の対象となるよう、大学等の要件については、これを改めるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二〇一九九四号
令和二年三月十三日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員城井崇君提出重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の大学等の要件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員城井崇君提出重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の大学等の要件に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」における「大学等の要件」については、障害者団体からの要望を受け、現在、厚生労働省において、当該要件の見直しについて検討を行っているところである。

令和二年三月四日提出
質問 第九五号

会計年度任用職員制度に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

会計年度任用職員制度に関する質問主意書

令和二年度から会計年度任用職員制度(地方公務員法第十七条及び第二十二条の二)が始まる。

会計年度任用職員にはパートタイムのもの(一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの)とフルタイムのもの(一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの)の二つの類型を設けられておりと承知している。これまでの一般職非常勤公務員との待遇差について整理する必要があるため質問する。

一 会計年度任用職員と令和元年度まで採用されていた一般職非常勤地方公務員とはフルタイムのものでそれぞれどのような待遇差がありうるのか。フルタイムの会計年度任用職員に支給対象となる「一定の手当」とはどのようなものがあるのか。

二 「地方公務員法第二十四条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に定めるべきもの」とされている均衡の原則等は具体的に何を指すのか列記されたい。正職員である常勤の地方公務員と均衡の評価はどのような観点からなされるのか。

三 正職員である常勤の地方公務員とフルタイムで働く会計年度任用職員とは給与以外にどのような待遇差がありうるのか。

四 会計年度任用職員のうちパートタイムのものは営利企業への従事等の制限がないと理解して

いる。しかしながら営利企業への従事等の制限以外の地方公務員法上の服務についてパートタイムの会計年度任用職員に対しても例外なく適用されると理解している。上記の服務のうち、違反する場合には懲戒処分等の対象となるものは何があるのか列記されたい。

五 パートタイムの会計年度任用職員は営利企業への従事等の制限はないと承知しているが、常勤職の国会議員や地方公務員との兼職は可能か。

また国会議員や地方議員との兼職はできるのか。議員と兼職できないパートタイムの会計年度任用職員があるとすればその職種を列記されたい。

右質問する。

内閣衆質二〇一九九五号

令和二年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員岡本充功君提出会計年度任用職員制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出会計年度任用職員制度に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「待遇差」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「手当」に関して、これまで地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十七条第一項の規定に基づき任用されている一般職の非常勤職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるものについては、令和二年度から、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律

(平成二十九年法律第二十九号。以下「改正法」という。)による改正後の地方公務員法(以下「改正後地方公務員法」という。)第二十二条の二第一項第二号に規定する会計年度任用職員(以下「フルタイムの会計年度任用職員」という。)として任用されることとなり、新たに期末手当及び退職手当の支給が可能となった。

また、フルタイムの会計年度任用職員に支給される手当については、改正法による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第二項並びに地方公務員法第二十四条第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、各地方公共団体の条例において定められることとなる。

二 について

お尋ねは、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について(平成二十九年六月二十八日付け総行公第八十七号・総行給第三十三号総務省自治行政局公務員部長通知)に関するもの」と考えられるが、同通知中の「地方公務員法第二十四条に規定する職務給の原則、均衡の原則等」のうち「均衡の原則等」とは、地方公務員法第二十四条第二項の「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」との規定及び同条第五項の「職員の給与・・・は、条例で定める」との規定の内容を指す。

また、お尋ねの「正職員である常勤の地方公務員と均衡の評価はどのような観点からなされるのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、改正後地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の給料及び報酬の水準については、常勤職員の給料の水準と同様、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮

し、各地方公共団体の条例において定められることとなる。

三 について

お尋ねの「待遇差」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般職の地方公務員に係る、御指摘の「給与以外」の勤務条件については、給与と同様に、地方自治法、地方公務員法を始め諸法令の定めるところにのっとり、勤務の形態や職務の内容に応じ、国や他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮し、各地方公共団体の条例において適切に定められることとなる。

四 について

お尋ねの「会計年度任用職員のうちパートタイムのもの」に対する懲戒処分については、地方公務員法第二十九条第一項第一号において同法等に違反した場合に懲戒処分の対象となるものと規定されており、御指摘の「営利企業への従事等の制限以外の地方公務員法上の服務」について定めた同法第三十条から第三十七条までの規定に違反した場合には、懲戒処分の対象となる。

五 について

お尋ねの「パートタイムの会計年度任用職員」に係る「国会議員との兼職については、議員は、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十九条の規定により、別に法律で定めた場合を除いて、その任期中に地方公共団体の公務員と兼ねることができない」とされているところである。

お尋ねの「常勤職」の「地方公務員」との兼職については、改正後地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員(以下「パートタイムの会計年度任用職員」という。)を除く一般職の地方公務員は、地方公務員法第三十八条第一項の規定により、報酬を得てい

なる事業又は事務にも従事してはならないとされているところである。

お尋ねの「地方議員」との兼職については、地方自治法第九十二条第二項の規定により、地方公共団体の議会の議員と兼ねることができない職員にパートタイムの会計年度任用職員は含まれていないところである。

令和二年三月四日提出
質問 第九六号

「沖縄・地域安全パトロール隊」の活動実態及び実績等に関する質問主意書

提出者 下地 幹郎

「沖縄・地域安全パトロール隊」の活動実態及び実績等に関する質問主意書

沖縄県うるま市で発生した米兵による女性暴行・殺害事件を受け、政府が平成二十八年六月に「沖縄・地域安全パトロール隊（以下「パトロール隊」という。）を発足させて既に三年以上の年月が経過した。

繁華街等の巡回を行うパトロール車は百台体制となり、政府はこの施策の実施のために毎年約八億七千万円に上る予算を計上している。しかし、報道によると、パトロール隊が対応した事案は路上寝などの泥酔者が大半を占め、米軍関係者に関する通報はごくわずかにとどまることや、巡回業務を請け負った警備会社の元従業員による「実績稼ぎのために路上寝を探していた」との証言も報じられている。実際、地元沖縄でパトロール隊の活動を見たところでも、巡回要員が下車した上で巡回するでもなく、ただ青色の回転灯を装備した車両が路上を走っているに過ぎなかった。これでは毎年約八億七千万円にも上る血税を無駄にしているとの批判も免れない。

ついては、パトロール隊の活動実態及び実績等

に関し、以下の事項について答えられたい。

一 パトロール隊は「沖縄県における犯罪を抑止し、沖縄県民の安全・安心を確保すること」を目的として創設されたことと承知しているが、政府の見解を示されたい。

二 平成二十八年四月に沖縄県うるま市で発生した米兵による女性暴行・殺害事件を受けてパトロール隊が発足したという経緯に鑑みれば、パトロール隊の目的である「沖縄県における犯罪を抑止し、沖縄県民の安全・安心を確保すること」については、米軍人・軍属その他の米軍関係者による犯罪を抑止することが主要な目的であると考えることが当然であると思われるが、政府の見解を示されたい。

三 パトロール隊による防犯パトロールについて、巡回体制の詳細（①一日における使用車両台数、②車両一台当たり人員数及び一日の巡回における総人員数、③一日における巡回時間（何時から何時まで、平日・休日の別）、④巡回ルートの選定基準及び決定権者）について、政府として把握しているところを示されたい。

四 パトロール隊による防犯パトロールについて、巡回業務の詳細（①巡回業務のマニュアル等の有無、もしマニュアル等がある場合はその名称及びマニュアル等の記載事項の概要、②巡回業務の執行に関しパトロール隊員への指示を出している責任者（官職名・役職名等）、③巡回方法（巡回における車内監視・徒歩監視の割合）、④巡回業務の実務（巡回中に実施することとされている業務の例又はこれまでの巡回において頻繁に行われた業務）について、政府として把握しているところを示されたい。

五 平成二十八年年度の創設以降、沖縄・地域安全パトロール事業実施のための予算について、①予算額、②執行額、③執行率を、各年度の別

及び総額で示されたい。

六 防犯パトロールに従事するパトロール隊員への報酬について、政府として基準を定めているか、定めていられたい。定めていなければ、政府として把握している実績を示されたい。

七 パトロール隊による防犯パトロールについて、巡回を開始した平成二十八年六月十五日からこれまでの間における、パトロール隊による①警察への通報件数の総数、②米軍人・軍属その他の米軍関係者による事件・事故の警察への通報件数、③主な通報の内容（①及び②の通報において、それぞれ上位五種類）及びそれぞれの占める割合について、政府として把握しているところを明らかにされたい。また、警察以外の者（防衛省、沖縄防衛局、在日米軍等）に対する通報を行った場合は通報先別の件数について、政府として把握しているところを明らかにされたい。

八 七の通報により、犯罪に係る被疑者の逮捕に至った件数について、七の通報の①②の別に示されたい。

九 内閣府の平成三十一年度行政事業レビュー「沖縄・地域安全パトロール事業」において、通報件数等の定量的な成果実績を示していない理由を明らかにされたい。また、当該事業について、その政策効果、特に米軍人・軍属その他の米軍関係者による犯罪を抑止する効果についての評価を示されたい。

十 九に関連して、レビューにおいて定量的な成果目標及び成果実績を示さない中で、パトロール隊による防犯パトロールの治安上の効果、特に米軍人・軍属その他の米軍関係者によるものを含めた犯罪抑止効果と実績となる数字を示すことなく評価しているが、どのように分析して

いるのか、分析手法を明らかにされたい。

十一 内閣府の平成三十一年度行政事業レビュー「沖縄・地域安全パトロール事業」において、事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績を「防犯パトロールの実施日数」としている理由は何か。また、「警察への通報件数及び「米軍関係者による事件・事故の警察への通報件数」を代替的な達成目標及び実績とすべき」と考えるが、政府の見解を示されたい。

十二 内閣府の平成三十一年度行政事業レビュー「沖縄・地域安全パトロール事業」によれば「一部の案件において、事前見積もり段階では複数社から見積もりの提示があったものの、応札者の判断により、最終的な入札時には一社となった」とされているが、「応札者の判断」とはどのような基準で判断されたのか、政府として把握しているか。把握していれば明らかにされたい。また、最終的に一社となったが、競争性は確保されていると判断した理由は何か。

十三 内閣府の平成三十一年度行政事業レビュー「沖縄・地域安全パトロール事業」によれば「パトロール車両の燃料等の調達において随意契約となったものがあるが、審査委員会等で厳格な審査を行った上で選定しており、選定方法は妥当である」としているが、その判断の根拠を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二〇一九九六号

令和二年三月十三日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員 下地幹郎君提出「沖縄・地域安全パトロール隊」の活動実態及び実績等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員下地幹郎君提出「沖縄・地域安全パトロール隊」の活動実態及び実績等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十八年五月二十六日に政府に置かれた「沖縄県における犯罪抑止対策推進チーム」において同年六月三日に決定された「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について」における「沖縄・地域安全パトロール隊」（以下「パトロール隊」という。）による緊急防犯パトロールは、沖縄県における犯罪抑止を目的として実施するものであり、特定の者を対象に行うものではない。

三について

パトロール隊による緊急防犯パトロールについては、一日につき車両百台で、一台当たり二名が乗車し、一日当たりの総人員数は二百名であり、平日、休日の別を問わず、毎日午後七時から午後十時まで及び午後十一時から翌日午前五時までの時間帯で実施している。また、緊急防犯パトロールの巡回ルートについては、内閣府沖縄総合事務局及び防衛省沖縄防衛局が沖縄県警察の意見等も踏まえながら決定している。

四について

緊急防犯パトロールは、内閣府本府の委任を受けた内閣府沖縄総合事務局及び防衛省沖縄防衛局において行われており、パトロール隊は、「沖縄総合事務局」「沖縄・地域安全パトロール隊」実施要領（平成二十八年六月十五日沖縄総合事務局長決定別紙二）及び「沖縄・地域安全パトロール隊」実施要領（平成二十八年六月十五日沖縄防衛局管理部業務課）に定められた緊急防犯パトロールの際の遵守事項に沿って、原則として車中から警戒を行い、学校、公園、暗がり等における駐留警戒、児童等への声掛け

等も行っている。

五について

お尋ねの「沖縄・地域安全パトロール事業」の予算について、平成二十八年度から平成三十年度までの各年度における①予算額、②執行額及び③執行率をお示しすると、それぞれ次のとおりであり、令和元年度の予算額は約八億六千八百万円である。

平成二十八年度 ①約四億四千四百万円 ②約二億六千八百万円 ③約六十五パーセント

平成二十九年年度 ①約八億六千八百万円 ②約七億七千九百万円 ③約九十一パーセント

平成三十年年度 ①約八億六千八百万円 ②約八億四千六百万円 ③約九十七パーセント

また、平成二十八年度から平成三十年度までの予算額及び執行額をそれぞれ合計すると、約二十一億五千万円及び約十九億五百万円であり、当該執行額を当該予算額で除して算出した割合は約八十九パーセントである。なお、平成二十八年度においては、年度途中から事業を実施している。

六について

パトロール隊の給与のうち、内閣府沖縄総合事務局又は防衛省沖縄防衛局の非常勤職員のものについては、勤務一時間につき支給される給与の額を行政職俸給表（二）の一級六十一号俸の俸給月額を基礎として算出しているが、内閣府沖縄総合事務局又は防衛省沖縄防衛局の職員でない派遣労働者及び民間警備会社の従業員のものについては、政府において把握していないため、お答えすることは困難である。

七及び八について

緊急防犯パトロールを開始した平成二十八年度六月十五日から令和二年二月二十九日までにおけるパトロール隊から警察への通報及びそのうち米軍関係者（米軍の構成員若しくは軍属又は

それらの家族をいう。以下同じ。）による事件・事故に係る警察への通報それぞれについて、①総件数、②通報件数の多い順に通報の内容及びその内容の通報件数を①で除して算出した割合並びに③①のうち被疑者の逮捕に至った件数をお示しすると、次のとおりである。

パトロール隊から警察への通報 ①千二百二十三件 ②泥酔者対応（約七十八・六パーセント）、その他深夜徘徊等（約九・六パーセント）、交通関係（約六・二パーセント）、少年補導（約三・四パーセント）、不審者（約一・五パーセント） ③一件

米軍関係者による事件・事故に係るパトロール隊から警察への通報 ①八件 ②泥酔者対応（五十・〇パーセント）、交通関係（三十七・五パーセント）、けんか・口論（十二・五パーセント） ③零件

また、緊急防犯パトロールの実施に当たっては、犯罪を企図する者や不審者等を発見した場合は、速やかに警察に通報することとなっており、お尋ねの「警察以外の者」への通報については政府において把握していない。

九から十一までについて

お尋ねの「通報件数等の定量的な成果実績を示していない理由」については、緊急防犯パトロールは犯罪抑止として事に至らないために何ができるかという点を眼目とするものであるため、「平成三十一年度行政事業レビューシート」の「成果目標及び成果実績（アウトカム）」に「定量的な目標」を設定することは困難であったものである。また、「警察への通報件数」及び「米軍関係者による事件・事故の警察への通報件数」を代替的な達成目標及び実績とすべきとの御指摘については、これらの多寡をもって当該事業の妥当性を検証することが適当ではなく、その上で、お尋ねの当該事業の「効果」について

の「評価」及び「分析手法」並びに「代替的な達成目標及び実績を「防犯パトロールの実施日数」としている理由」については、当該事業は防犯パトロール体制の強化として実施しているため、「平成三十一年度行政事業レビューシート」において緊急防犯パトロールの実施日数を「代替指標」として設定し、事業としての妥当性の検証を行ったものである。なお、お尋ねの「米軍関係者」による「犯罪を抑止する効果」の「評価」については、一及び二についてお答えしているとおり、当該事業は特定の者を対象に行われるものではないことから、米軍関係者による犯罪を抑止する効果のみを取り上げて評価することは適当ではないと考えている。また、当該事業の実施に当たっては、沖縄県警察の意見等も踏まえ、巡回ルートを不断に見直しているほか、パトロール隊に対し、地元住民からは「見守ってもらって安心する」といった激励や感謝の言葉も得られていると承知している。

十二について

お尋ねの「応札者の判断」とはどのような基準で判断されたのかについては政府としてお答えする立場にない。

また、御指摘の「二部の案件」に係る事業者の選定については、一般競争に付する旨の公告を行い、不特定多数者の入札を求めている、競争性は確保されていたと認識している。

十三について

お尋ねの「判断の根拠」については、随意契約に関する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の第三項及び第五項並びに予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第九十九条第二号及び第十八号並びに第二百二条の四第三号及び第七号の規定である。

令和二年三月四日提出
質問 第九七号

新型コロナウイルス感染症に関連した風評被害への補償に関する質問主意書

提出者 松原 仁

新型コロナウイルス感染症に関連した風評被害への補償に関する質問主意書

三月二日、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の検討結果として、「一定条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が報告されています。具体的には、ライブハウス、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント等です。」との見解が厚生労働省のホームページに開示され、各種メディアで大きく報道されている。

新型コロナウイルス感染症拡大を阻止するためには、政府としてあらゆる可能性を想定し、国民生活への影響を最小化するための措置を講じるべきであり、政府、専門家会議、関係各位の、国民の生命と健康を守る決意については意を同じくするものである。

しかしながら、感染拡大における患者集団（クラスター）が発生する可能性のある場所として「屋形船」、「雀荘」などの具体名が指摘されると、当然、このような場所への立ち入りを避けるようになり、その業態が忌避され、利用者の減少が感染症拡大収束後も長く続くことは想像に難くない。その結果、これらの業界についてはその経営的ダメージは甚大で、しかも長期に亘るであろう。

そこで、次のとおり質問する。

一 政府として、このような新型コロナウイルス感染症対策上不可避免的に発生してしまう風評被害とも言える、消費者・利用者が長期間に亘って過剰に利用を敬遠することから生じる営業被害を被る企業に対して、具体的補償を行うこと

を検討するか。

二 前記の一の質問において具体的補償を行う必要がないと判断する場合、その根拠は如何。右質問する。

内閣衆質二〇一九七号

令和二年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症に関連した風評被害への補償に関する質問に対する答弁書

（別紙）

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症に関連した風評被害への補償に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「具体的補償の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和二年二月十三日に新型コロナウイルス感染症対策本部が取りまとめた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」に基づき、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける産業等への緊急対応として、中小企業、小規模事業者に対して、五千億円規模の融資・保証枠を確保し、資金繰りを徹底的に支援しているところ、こうした対応に加え、同年三月十日に同本部が取りまとめた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第二弾）」（以下「緊急対応策第二弾」という。）においては、「売上高が減少している等の中小・小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度を設け、新たに五千億円規模の融資枠を確保し、・・・さらに、フリーランスを含む個人事業主や売上高が急減している中小・小規模事業者については、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子化する。・・・同時に、大規模災害での対応と同様に、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に別枠を措置し、金利を〇・九パーセント引き下げ、小規模事業者に対して手厚い資金繰り支援を実施していく。あわせて、セーフティネット保証四号及び五号を発動し、信用保証協会により、一般保証とは別枠で、要件に応じて融資額の百パーセント（地域を指定する四号）又は八十パーセント（業種を指定する五号）を保証する。さらに、全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、融資額の百パーセントを保証する危機関連保証を初めて発動し、保証枠の更なる別枠を措置することとしている。

また、雇用調整助成金の特例措置については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所の状況を踏まえ、生産量要件等の特例措置を講じているところ、さらに、緊急対応策第二弾においては、「支給要件緩和の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主に拡大する・・・他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、その期間中、特例的に生産指標が低下したとみなすとともに、助成率を引き上げる・・・等の措置を講ずることとしている。

令和二年三月四日提出
質問 第九八号

一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問主意書

新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的として、令和二年三月二日より小中高等学校等を一斉休校とする動きが各地で見られます。安倍晋三内閣総理大臣からの要請として同年二月二十七日に発表されましたが、二月二十九日及び三月一日は学校の休業日であり、教育委員会や学校現場の検討、準備期間は実質二月二十八日の一日しか与えられない中で三月二日を迎えることとなり、各地で混乱が生じております。

さて、三月二日から春休みが始まるまでの期間、休校となった場合、当初予定していた授業を当該期間中に実施することが出来なくなり、学校によって進捗状況に違いがあるとしても、少なからず当初予定されていた授業を終えずに現在の学年を修了することになります。

事前に休校となることが分かっていたら、前倒して授業を行うなどの対応が可能であったものの、前述のスケジュールでは対応のしようがなかったものと考えます。

四月から新学年に進級する児童生徒の学習の継続性を確保するためにも、一斉休校によって行うことが困難となる授業を実施し、児童生徒の学習機会を確保する必要があると考えます。

その一方で小学校において四月より新学習指導要領が全面実施となります。

つまり、学校現場では、新年度開始早々に新学習指導要領への対応に加えて、前学年の未指導分の授業をいつ実施するのかを考える必要が生じるのです。

一斉休校への対応として、働いている保護者の負担を軽減する事は議論になっていますが、肝心の子供達の学習機会の確保についての議論が希薄であることに不安を感じています。

子供達の学ぶ権利を保障する観点からも、一斉休校により受けることが困難となった授業時数をしっかりと確保する必要があると考えます。

以上を踏まえて、以下質問します。

一 一斉休校により児童生徒が受けることが困難

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、労働者保護の観点から、賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、労働者保護の観点から、賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類（以下「労働者名簿等」という。）の保存期間について、五年間に延長すること。

2 付加金の請求を行うことができる期間について、違反があった時から五年に延長すること。

3 賃金（退職手当を除く。）の請求権の消滅時効期間を五年間に延長するとともに、消滅時効の起算点について、請求権を行使することができる時であることを明確化すること。

4 1 から3 までによる改正後の規定の適用について、労働者名簿等の保存期間、付加金の請求を行うことができる期間及び賃金（退職手当を除く。）の請求権の消滅時効期間は、当分の間、三年間とすること。

5 この法律は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行すること。

6 この法律の施行前に違反があった場合の付加金の請求期間及び賃金（退職手当を除く。）の支払期日が到来した場合の当該賃金の請求権の消滅時効の期間については、なお従前の例によること。

7 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、労働者保護の観点から、賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和二年三月十一日

厚生労働委員長 盛山 正仁

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

労働基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 賃金請求権は労働者の重要な債権であることに鑑み、施行後五年を経過した場合においては、労働者の権利保護の必要性を踏まえつつ、未払賃金をめぐる紛争防止など賃金請求権の消滅時効が果たす役割への影響等を検証した上で、賃金請求権の消滅時効期間を原則の五年とする

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一一円